

## **Ⅶ 申立不受理**

### **【事案Ⅶ－１】 契約取消請求**

・平成 27 年 5 月 8 日 不受理決定

#### **<事案の概要>**

不適切な募集行為により望まない共済契約に加入させられたとして、契約の取り消しを求め申立てがあったもの。

#### **<不受理の理由>**

審議会では、申立ての適格性について審査を行った。審査の結果、審査委員会は契約の取消しについて審議する状況には至っておらず、裁定を行うに適當でないと判断されることから、裁定手続規則第16条第10号にもとづき、申立てを不受理とした。